

2025年大阪・関西万博 入場券購入費用の取り扱い

令和7年4月13日から10月13日までの184日間、大阪市の夢洲で2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が開催されています。SDGsへの貢献による企業イメージの向上や福利厚生等を目的として当該イベントへ協賛するケースも増えている中で、その入場券の購入費用にかかる税務上の取り扱いについて確認していきましょう。

大阪・関西万博の入場券の概要

大阪・関西万博では、従来の紙チケットに代えて、電子チケットの利用が基本とされています。企業が購入した場合には、10桁の英数字混在のチケットIDがCSVデータで送付されます。

利用者はスマホやPCで個人情報を登録し、チケットIDと紐づけることで、来場日時予約、最大4枠のパビリオン等の抽選・予約が可能となります。

尚、現在の入場券（1日券）の価格は以下のとおりです。

大人（18歳以上）	中人（12歳以上17歳以下）	小人（4歳以上11歳以下）
7,500円	4,200円	1,800円

※2025年4月1日時点の満年齢で、3歳以下は無料です。



法人税の取り扱いについて

入場券を購入した際、そのタイミングではまだ使用されていないため費用計上が認められません。

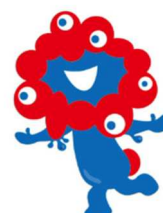
取引先に交付したタイミングや、従業員が使用したタイミングで費用計上することとなります。

また、取引先等へのチケット配布は「交際費」ではなく「販売促進費」として処理できるため、交際費枠の制限を受けません。

購入目的	費用区分	損金算入の可否
取引先への配布（販売促進）	販売促進費・広告宣伝費	損金算入可（交付時）
従業員への配布（福利厚生）	福利厚生費	損金算入可（使用時）
関係会社の従業員への配布	寄付金扱いの可能性あり	損金不算入の可能性あり

※福利厚生費として認められるためには以下の要件があるとされています。

- 1: 希望者全員（家族も含め）を対象に配布
- 2: 譲渡や転売を禁止し、利用状況を把握
- 3: 希望しなかった社員に対して、代わりに金銭の給付等を行わない



取引先から無償交付を受けた場合は、受け取った入場券を「雑益」として資産計上し、使用しなければ万博終了時に「雑損失」として処理できます。

消費税の取り扱いについて

【課税仕入れのタイミング】

入場券は「物品切手等」に該当し、**購入時点では課税仕入れとならず不課税**です。

以下のタイミングで課税仕入れとなります。

- 従業員が実際に使用した時点
- 取引先が使用した場合は、取引先側で課税仕入れ

【インボイス制度への対応】

仕入税額控除を受けるには以下の書類保存が必要です。

- 万博協会が発行する「インボイスに関する資料」(参考)
- チケットIDリストとの紐付け
- 使用実績の記録(従業員からの報告など)
 - ※無償交付された入場券でも、使用実績があれば課税仕入れとして処理可能です。

【参考】入場チケットのインボイスに関する資料

2025 年日本国際博覧会

入場チケットのインボイスに関する資料

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会

受領されたチケットIDと本資料を併せて保存いただくことで、チケット使用時のインボイスとなります。

○ 入場チケット発行者 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
(登録番号 T9120005020700)

○ 博覧会開催期間 2025 年 4 月 13 日～10 月 13 日

○ 入場チケットの券種及び発行額 次表のとおり

※ 表の金額はすべて 1 枚当たりの税込額 (税率 10%)

※ チケットに「一日券」が含まれている場合、該当する一日券の種類 (①～③) を「●」で示しています。

券種		区分		
		大人	中人	小人
	開幕券	4,000 円	2,200 円	1,000 円
	前期券	5,000 円	3,000 円	1,200 円
一日券	①超早期購入割引 ●	6,000 円	3,500 円	1,500 円
	②早期購入割引	6,700 円	3,700 円	1,700 円
	③会期中購入	7,500 円	4,200 円	1,800 円
	平日券	6,000 円	3,500 円	1,500 円
	夜間券	3,700 円	2,000 円	1,000 円
	特別割引券	3,700 円	2,000 円	1,000 円
	夏バス	12,000 円	7,000 円	3,000 円
	通期バス	30,000 円	17,000 円	7,000 円
	一般団体割引券	6,300 円	3,500 円	1,500 円

実務上の注意点

- 販売促進目的での配布は、**交付時点で損金算入可能ですが、消費税の仕入控除は不可**。
- 福利厚生目的の場合、使用実績の管理が必要となる。
交付時点ではなく**使用時点で損金算入**。
- インボイス保存要件を満たさないと、仕入税額控除が認められないため、**資料の保管が重要**
- 従業員に一部負担させる場合でも、**全額を課税仕入れとして処理が可能**。(負担額を減額しても可)

観点	販売促進目的	福利厚生目的
法人税	交付時に損金算入	使用時に損金算入
消費税	課税仕入れ不可	使用時に課税仕入れ
インボイス保存	不要(仕入税額控除無し)	必要(仕入税額控除のため)

※ご不明な点は、担当者までお尋ねください。

№130 令和7年7月4日発行 【担当】筑紫野オフィス：内田 翔伍



税理士法人 昂

【熊本オフィス】

〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL 096-342-6307 FAX 096-342-6308

【筑紫野オフィス】

〒818-0023 福岡県筑紫野市大字若江509-2階
TEL 092-555-9205 FAX 092-555-9206